

児童相談所と関係機関との連携に関する先進事例集

- 児童虐待対応における医療機関との連携について（広島県）・・・・・・・・ 2
- 児童虐待等危機介入援助チームの概要（大阪府）・・・・・・・・ 8
- 教育委員会と福祉部局との連携について（滋賀県）・・・・・・・・ 11
- 子どもの虐待ネットワークあいち（CAPNA）との連携（愛知県）・・ 20
- 社会福祉法人子どもの虐待防止センターとの連携（東京都）・・・・・・・・ 24

児童虐待対応における医療機関との連携について（広島県）

1 事業の概要

- (1) 「子ども虐待等の相談・診療に関する協力基幹病院」の設置（平成15年4月）
小児科を有する県内の32病院で構成する（病院名は公表済み）。

〔主な役割〕

○児童相談所との連携

- ・入院治療が必要な一時保護児童の受け入れ
- ・診断書の作成 等

○地域の医療機関（診療所）との連携

- ・診療所からの診断書作成依頼への対応
開業医の場合、通告者が特定されることから通告や診断書の作成が行いにくいなどの実態がある ⇒ 基幹病院では病院長名で診断書を作成
- ・開業医において虐待が疑われる場合の入院の受け入れ

- (2) 協力基幹病院連絡会議の開催（年2回開催）

協力基幹病院間の連携を促進するとともに、事例検証等の研修を実施し、児童虐待対応への資質の向上を図る。32病院及び協力基幹病院の設置に関わった関係者（※広島県地域保健対策協議会・児童虐待対策特別委員会）で構成する。

- (3) 医師を対象としたアンケート調査の実施

- (4) 医療機関用児童虐待対応マニュアルの作成（現在、印刷中）

2 事業化の経緯

- 前1の事業は、全て広島県地域保健対策協議会・児童虐待対策特別委員会で実施。
- 広島県地域保健対策協議会は、広島県医師会、広島大学医学部、広島県、広島市の四者で構成し、県民の公衆衛生、福祉の向上を目的に調査研究を行う組織であり、毎年20余りの委員会を設置・運営している。事務局は県医師会。予算額は、県医師会、県、広島市のそれぞれが毎年度10,000千円を負担。計30,000千円。
- 児童虐待対策特別委員会の委員構成
県医師会、県歯科医師会、広島大学大学院保健学研究科、同大小児科、市民病院、弁護士、児童相談所、保健所、県（児童・母子）、県教育委員会、広島市

3 事業効果

協力基幹病院連絡会議での症例検討では、児童相談所、病院、弁護士等の関係者が、入院を必要とする児童の処遇に連携して取り組んだ事例が発表されるなど、個々の現場において、円滑な連携が図られている。

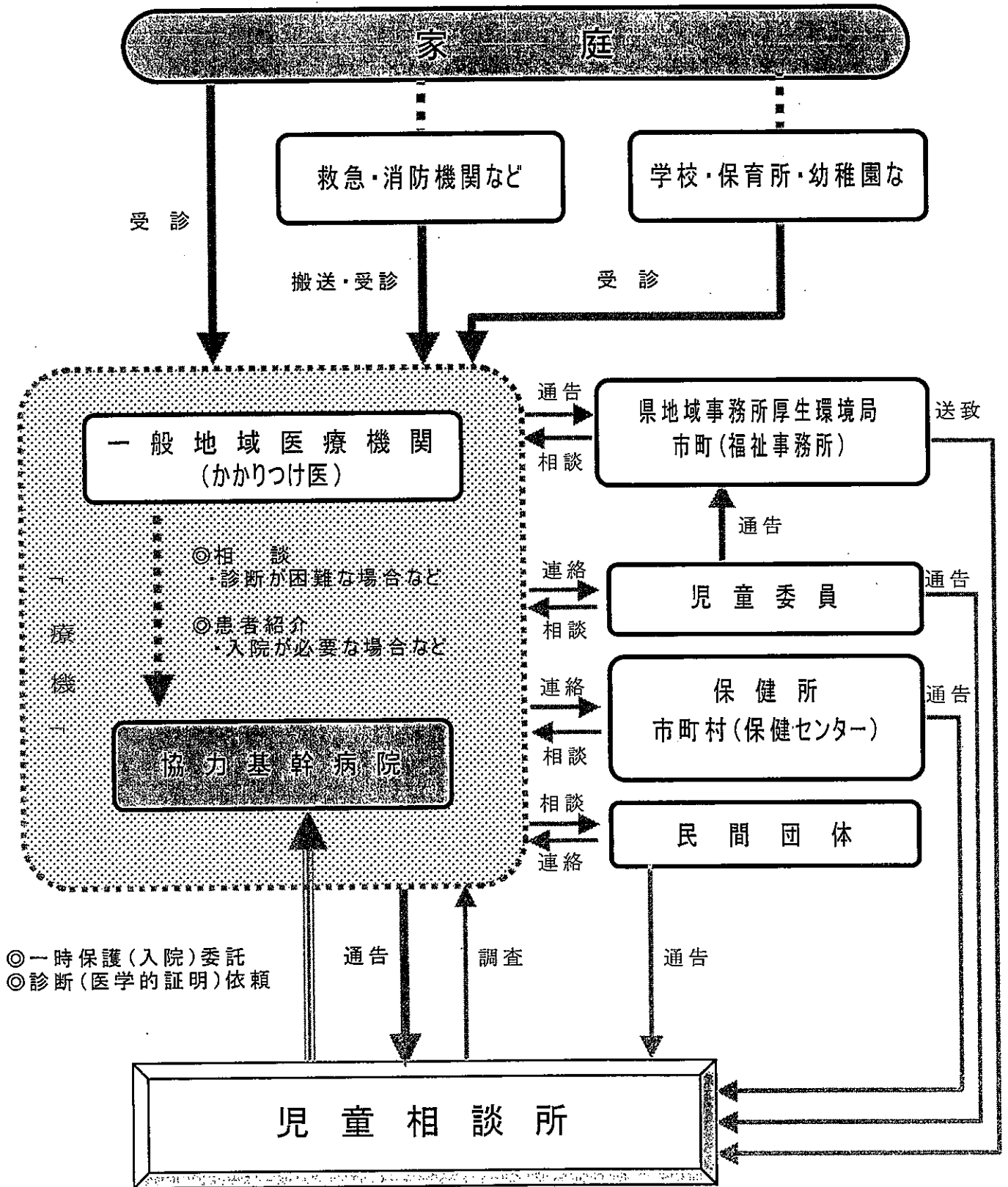
4 事業課題

連絡会議としての事務局の設置が課題となっていたが、本年度から県医師会内部に、その機能が確保されることになった。

5 予算額、執行方法

県医師会が行っている母子保健事業の一環として、協力基幹病院連絡会議の運営費についても県医師会が全額負担。

医療機関を中心とした 子ども虐待対応のためのネットワーク概念図



平成16年度 子ども虐待等の相談・診療に関する協力基幹病院

	病院名	部署・役職	電話番号	
1	国家公務員共済組合連合会 広島記念病院	小児科医長	082-292-1271	(代)
2	広島市立舟入病院	小児心療科主任技師	082-232-6195	(代)
3	広島市立広島市民病院	小児科主任部長	082-221-2291	(代)
4	広島赤十字・原爆病院	副院長	082-241-3111	(代)
5	医療法人あかね会土谷総合病院	小児科部長	082-243-9191	(代)
6	広島通信病院	小児科医長	082-224-5308	直
7	広島鉄道病院	小児科部長	082-262-1177	直
8	総合病院福島生協病院	小児科部長	082-292-3171	(代)
9	県立広島病院	新生児科医長	082-254-1818	(代)
10	マツダ株式会社マツダ病院	小児科部長	082-565-5026	直
11	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	小児科医長	0823-22-3111	(代)
12	独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院	小児科部長	0823-72-7171	(代)
13	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院	小児科医長	0823-22-2111	(代)
14	独立行政法人国立病院機構 福山医療センター	小児科系部長	084-922-0001	(代)
15	日本鋼管福山病院	小児科小児神経専門部長	084-945-3106	(代)
16	尾道市立市民病院	小児科医長	0848-47-1155	(代)
17	厚生連尾道総合病院	小児科主任部長	0848-22-8111	(代)
18	公立みつぎ総合病院	小児科医長	08487-6-1111	(代)
19	総合病院 三原赤十字病院	総務課人事係主任	0848-64-8111	(代)
20	日立造船健保組合 因島総合病院	小児科医師	08452-2-2552	(代)
21	独立行政法人国立病院機構 大竹病院	小児科医長	0827-57-7151	(代)
22	済生会広島病院	小児科医長	082-884-2566	(代)
23	厚生連広島総合病院	小児科主任部長	0829-36-3111	(代)
24	広島医療生活協同組合 広島共立病院	小児科医長	082-879-1111	(代)
25	広島市立安佐市民病院	小児科主任部長	082-815-5211	(代)
26	厚生連吉田総合病院	小児科医師 (副部長)	0826-42-0636	(代)
27	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター	小児科部長	082-423-2176	(代)
28	県立安芸津病院	小児科部長	0846-45-0055	(代)
29	公立世羅中央病院	小児科医長	0847-22-1127	(代)
30	厚生連府中総合病院	小児科	0847-45-3300	(代)
31	総合病院庄原赤十字病院	小児科医師	0824-72-3111	(代)
32	市立三次中央病院	小児科医長	0824-65-0101	(代)

市町と県(児童相談所)の役割分担・連携の基本的な考え方

児童福祉法の一部改正の趣旨を踏まえ、児童と家庭に関する相談援助活動における市町と県(児童相談所)の役割分担及び連携の基本的な考え方について、次のとおり整理する。

【相談援助活動】

子どもに関する各般の問題につき、①家庭その他からの相談に応じ、②子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を適確に捉え、③個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること。

【市町と県(児童相談所)の主な役割(分担)】

区 分	市 町	県(児童相談所)
■児童虐待等の予防・早期発見	○母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等による取組み	○市町に対する情報提供 ○普及啓発
■対応する相談種別	○あらゆる相談	○あらゆる相談
■主として対応する相談内容(事例)	○一般の子育て支援サービス等の活用により対応可能な比較的軽微な事例	○要保護性の高い困難事例 ○行政権限の発動を伴うもの
■相談援助活動の内容	○相談・通告の受付 ○受理会議(緊急受理会議) 事例によっては児相への送致(※1) ○調査(任意調査) ○ケース検討会議 ○援助の実施 事例によっては児相への送致(※2) ○援助内容の評価・見直し ○相談援助終了のための会議	○相談・通告の受付 ○受理会議(緊急受理会議) 事例によっては市町へ依頼(※3) ○調査(任意調査・立入調査) ○ケース検討会議 ○援助の実施(入所措置・里親委託等) ○援助内容の評価・見直し ○相談援助終了のための会議 ○市町の相談援助活動への助言
■施設退所児童等への支援	○児相からの在宅援助依頼への対応 ○アフターケアへの協力 ○保育所優先入所の配慮 ○子育て支援サービスの実施 ○就学・就職時の相談 などの地域での見守り支援	○児童福祉司指導等(在宅援助) 事例によっては市町へ依頼(※4)

【市町と県(児童相談所)の連携(送致・依頼)の考え方】

1 市町が県(児童相談所)に送致(依頼)する場合(上記表中の※1及び※2)

- (1) 相談、調査及び指導を行う場合において、専門的な知識及び技術を必要とするもの
児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない(法第10条第2項)
- (2) 医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合
児童相談所の判定を求めなければならない(法第10条第3項)
- (3) 緊急度や困難度等を判断するための情報収集の結果、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等、県のみ行使が可能な行政権限の発動を伴うような事例の場合
- (4) そのほか、自らが対応することが困難であると市町が判断した事例の場合
なお、市町は、県(児童相談所)に送致した場合であっても、市町自らが進行管理のための情報収集に努めるなど、積極的に児童相談所との連携を図るものとする。

2 県(児童相談所)が市町に依頼する場合(上記表中の※3及び※4)

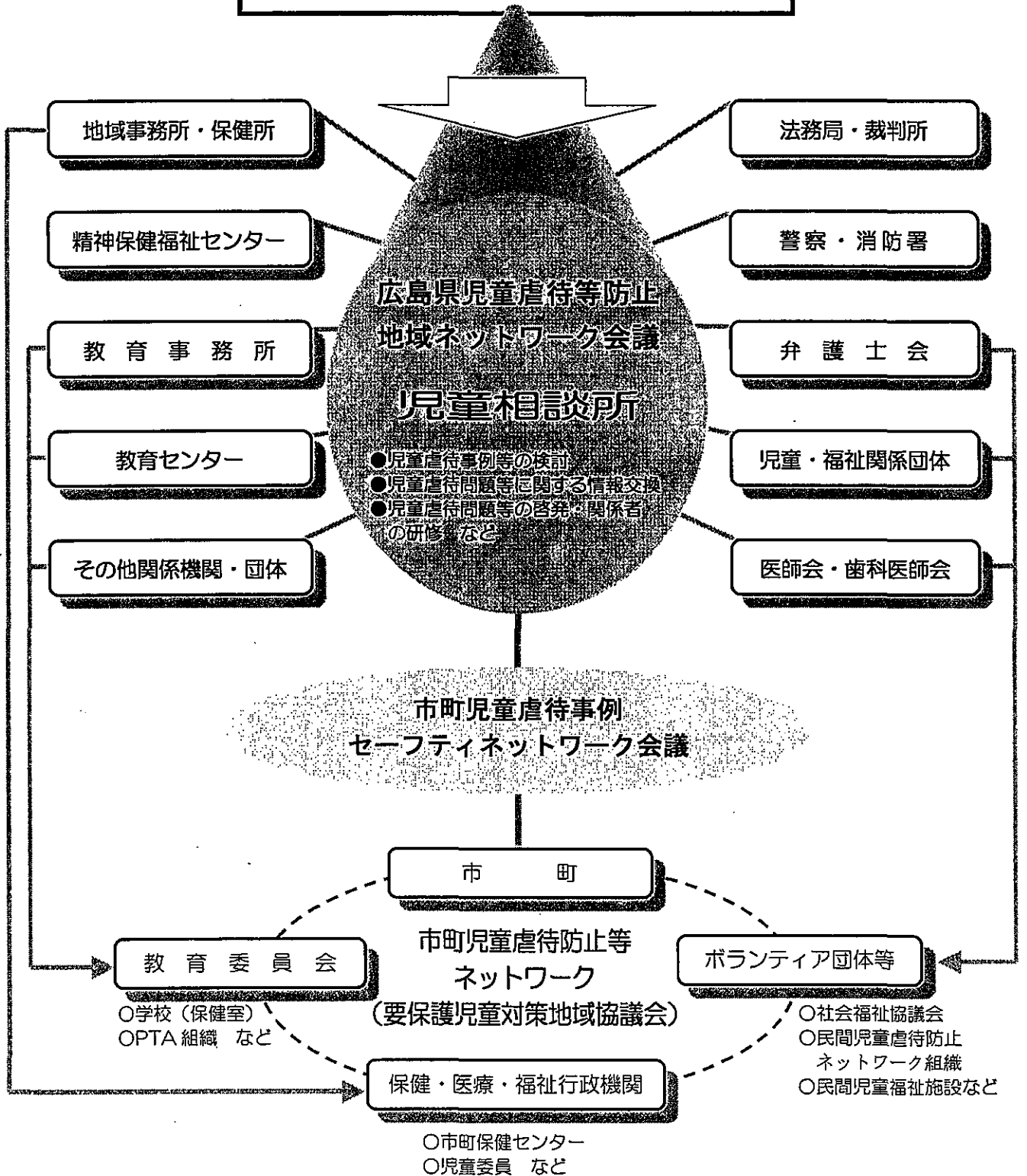
- (1) 児童相談所へ寄せられた相談・通告に係る調査の結果、市町による継続的な支援が可能で、かつ効果的であると判断された場合(当該市町と協議の上、連携して対応する)
- (2) 緊急的な援助が終了後、引き続き在宅での援助が必要なケース(当該市町と協議の上、地域での見守りを依頼する)

児童虐待等に係る相談・通告先一覧

平成17年4月1日現在

地域	居住(所在) 担 当 部 署 (窓 口)		児 童 相 談 所			
	区 分	市 町 区 界 限 (地 域 事 務 所)				
広島市	広島市	中福祉事務所 082(504)2569	広島市児童相談所 082(263)0694			
		東福祉事務所 082(568)7734				
		南福祉事務所 082(250)4131				
		西福祉事務所 082(294)6342				
		安佐南福祉事務所 082(831)4945				
		安佐北福祉事務所 082(819)0605				
		安芸福祉事務所 082(821)2813				
		佐伯福祉事務所 082(943)9732				
西 部	大竹市	こども相談室 0827-54-0021	広島地域事務所 厚生環境局 0829(32)1181			
		児童課 0829-20-0001(内線1199)				
	安芸郡	府中町		福祉課児童福祉係 082-286-3163		
		海田町		福祉課 082-823-9207(内線141)		
		熊野町		福祉課 082-820-5605		
	佐伯郡	坂町		民生課 082-820-1505		
		大野町		町民福祉課児童福祉係 0829-55-2000(内線235)		
		湯来町		福祉保健課 0829-83-0111(内線292)		
	宮島町	住民課 0829-44-2001		広島県中央児童相談所 082(254)0381		
		呉市			子育て支援課 0823-25-3482	
	山 部	江田島市		社会福祉課児童福祉係 0823-40-3177	呉地域事務所 厚生環境局 0823(22)5400	
				安芸高田市		社会福祉課 0826-42-5615
		山 部		安芸太田町	福祉保健課(戸河内地域) 0826-28-1960(内線121)	芸北地域事務所 厚生環境局 082(814)3181
					福祉保健課(加計地域) 0826-22-1116(内線56)	
					福祉保健課(筒賀地域) 0826-32-2122(内線16)	
北広島町		福祉課 0826-72-2111	東広島地域事務所 厚生環境局 082(422)6911			
		竹原市		社会福祉課 0846-22-7742		
東 部		東広島市	児童福祉課 082-420-0934	尾三地域事務所 厚生環境局 0848(64)2322		
			豊田 大崎上島町		福祉課 08466-2-0302(内線310)	
		三原市	子育て支援課 0848-67-6045			
	尾道市	児童課 0848-25-7113				
	因島市	児童課 0845-26-6210				
福 山 部	瀬戸田町	福祉保健課 0845-27-3849	広島県福山児童相談所 084(951)2340 ※H17.7.11～福山こども家庭センターに改称			
		世羅町		町民課 0847-22-5302(内線220)		
	福山市	子育て支援課 084-928-1053				
	府中市	児童課 0847-43-7265				
	深安 神辺町	福祉保健課 084-962-5023				
北 部	神石 神石高原町	福祉保健課 08478-9-3335(内線153)	福山地域事務所 厚生環境局 084(921)1311			
		三次市		すくすく育児支援室 0824-62-6148		
	庄原市	児童福祉課 0824-73-0051		備北地域事務所 厚生環境局 0824(63)5181		
			広島県三次児童相談所 0824(63)5181 ※H17.7.11～備北こども家庭センターに改称			

広島県児童虐待防止連絡会議



大阪府児童虐待等危機介入援助チームの概要

【目的】

増加・深刻化する児童虐待等子どもの権利侵害に適切に対応するため、弁護士、医師からなる子どもの権利擁護のためのチームを設置し、子ども家庭センターと連携し、子どもの権利救済を図る。

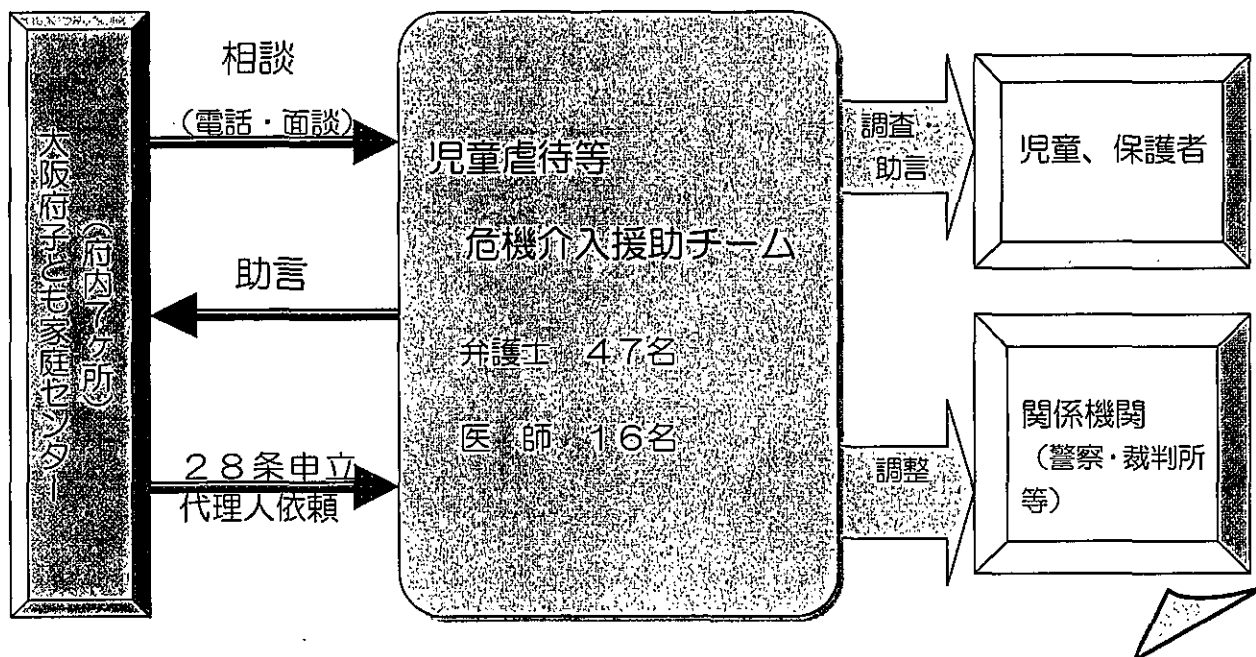
【内容】

児童措置審査部会の指示及び子ども家庭センター所長の要請に応じ、事案について専門的見地から調査を行うとともに、保護者、関係者に必要な助言を行う。また調査の結果、必要がある場合は、子ども家庭センター等関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行う。

【事業開始】 平成12年11月

【平成17年度予算額】 5,167千円

【事業概要】



【活動実績】

	相談（電話）		相談（面談）		家族調整等		計	
	弁護士	医師	弁護士	医師	弁護士	医師	弁護士	医師
平成15年度	123		136		139		398	
	108	15	130	6	95	44	333	65

【チームを通じての弁護士活用の効用】

- ・ 立入調査、一時保護、28条申立て、親権喪失申立て等の法的対応に関し、適時相談を行い、助言を得ることで、虐待事例に対して適切に対応することができる。
- ・ 警察への告発、28条申立ての際の代理人を依頼することで、速やかな手続きが行える。
- ・ 児童虐待対応について相互の理解が深まり、制度の運用及び制度改善等について協力関係が構築できる。

【添付資料】 大阪府児童虐待等危機介入援助チーム設置要綱